

# 図書館への指定管理者制度導入

## 福岡県北九州市

人口：989,830 人

面積：487.66 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

市立図書館 6 館中、中央図書館（分館 3 館を含む）を除く地区館 5 館（各地区館が管理する分館 7 館も含む）に指定管理者制度を平成 17 年度から 3 館、平成 18 年度から 2 館へ導入し、民間事業者の創意工夫による効果的・効率的な図書館運営を行い、市民サービスの向上を図っている。

### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

- 本市は、早くから積極的に行財政改革を推進しており、「民間にできることは民間に委ねる」ことを行財政改革の柱として掲げ、指定管理者制度を民間活用の手法の一つとして明確に位置づけ、
  - 一層のサービスの向上が図られるもの
  - 経費の低減につながるもの
  - 地域経済の活性化に寄与するもの等については、指定管理者制度を含め、積極的に民間活力の導入を推進している。
- 平成 15 年 11 月の芸術文化施設への導入を皮切りに、535 施設中 276 施設（平成 19 年 1 月末現在）に制度を導入している。
- 図書館においては、本市の基本姿勢の下、生涯学習施設としての図書館に対する住民ニーズの多様化、厳しい財政状況下での機能の整備・充実の必要性を勘案した上で、民間事業者のノウハウを活用し、より効果的・効率的な運営を目指し指定管理者制度を導入することとした。
- 図書館への指定管理者制度の導入に当たり、中央図書館は、本市図書館行政の方針や施策を決定する中枢機関のため、引き続き直営とした。

## 2 取組の具体的内容

### (1) 導入施設

指定管理者制度の導入に当たっては、各区の図書館を一体的に管理するため、次のとおり各区単位で指定管理者を指定した。

- ① 門司区（国際友好記念図書館、門司図書館、大里分館）
  - ・ 指定管理者：(株)図書館流通センター
  - ・ 指定期間：平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- ② 戸畑区（戸畑図書館、戸畑分館）
  - ・ 指定管理者：(株)日本施設協会
  - ・ 指定期間：平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- ③ 若松区（若松図書館、島郷分館）
  - ・ 指定管理者：(株)日本施設協会
  - ・ 指定期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- ④ 八幡東区・八幡西区（八幡図書館、八幡東・大池・折尾・八幡南分館）
  - ・ 指定管理者：(株)図書館流通センター
  - ・ 指定期間：平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

### (2) 指定管理者が行う業務

- ・ 館長業務、窓口業務、蔵書管理業務、施設管理業務、読書推進業務等の図書館業務全般を行う。
- ・ また、図書館に関わる各種団体（郷土史会、読書会、ボランティア団体等）との協力関係は従来どおり継続する。
- ・ 但し、図書館運営に関わる全市的な方針決定、選書、施設整備等基幹的業務は、直當時同様、市が行う。

### (3) 指定管理者の選定経緯

#### ① 平成 17 年度導入図書館（門司区、戸畑区内の図書館）

平成 16 年 10 月 1 日	公募開始（市政だより、教育委員会ホームページ）
10 月 7 日	募集要項説明会 現地説明会（戸畑）
10 月 8 日	現地説明会（門司）
10 月 29 日	第 1 回選定委員会
10 月 30 日	募集締切
11 月 2 日	第 2 回選定委員会
11 月 5 日	第 3 回選定委員会
12 月 10 日	議会議決
平成 17 年 1 月～3 月	業務引継ぎ
平成 17 年 4 月 1 日	指定管理者による管理開始

② 平成 18 年度導入図書館（若松区、八幡東区、八幡西区内の図書館）

平成 17 年 9 月 1 日	公募開始（市政だより、教育委員会ホームページ）
9 月 22 日	募集要項説明会 現地説明会（若松、八幡）
10 月 5 日	募集締切
10 月 21 日	第 1 回選定委員会
10 月 25 日	第 2 回選定委員会
12 月 5 日	議会議決
平成 18 年 1 月～3 月	業務引継ぎ
平成 18 年 4 月 1 日	指定管理者による管理開始

(4) 図書館間の連携

直営時からの引き続きであるが、市が引き続き運営する中央図書館を中心に、次の取組により図書館間の連携を図っている。

- ・ 館長会議 … 毎月 1 回、各図書館長が中央図書館に集まり、各館の現状や課題等について、情報交換・意見交換等を行う。
- ・ 選択会議 … 選書に際して指定管理者から参考意見の聴取を行う。
- ・ 選書協議 … 毎週 1 回、各館の選書担当者が中央図書館に集まり、選書について事務的な協議等を行う。

(5) 指定管理者の運営に対する評価

- ・ 指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を図るため、平成 17 年度以前に指定管理者制度を導入した施設について、指定管理者による管理・運営の状況、実績などについて評価を行った。
- ・ 評価は、次の観点により行った。
  - ① 市民サービスの向上、利用促進等が十分に図られたか。
  - ② 経費の低減効果があったか。
  - ③ 施設の効用を最大限発揮し、住民福祉の増進を目的とする公の施設に相応しい管理運営が行われたか。
- ・ また、評価は、次の方法により行った。
  - ① 指定管理者からの事業報告（必要な現地調査、指定管理者からの意見聴取を含む。）
  - ② 施設を利用する市民等の評価
  - ③ 各所管局が実施する施設の維持管理に関するモニタリングの結果をもとに、各所管局が評価を実施した。
- ・ 図書館においては、門司区、戸畑区内の図書館について評価を行ったが、利用時間の延長等による市民の利便性が向上したこと、利用者の評価が高いこと、維持管理経費の削減が図られたこと等から、指定管理者に対し総合評価で「特に優れていると認められる」との評価結果となった。

### **3 取組の効果**

- ・ 開館時間の延長 平日の開館時間を1時間延長し、午後7時までとする。
- ・ 市直営時の図書館サービスを全て引継ぎつつ、新たなサービスを提供する。  
(原語による読み聞かせ、ビジネス支援、FM放送を利用した図書館のPR、医療健康コーナー設置等)
- ・ 司書資格を保有する職員の比率向上 75%以上(市直営時約60%)
- ・ 図書購入費の増額 1億3千万円→1億4千万円
- ・ 経費削減 年間約1億1千万円削減  
(平成17年度削減実績及び平成18年度削減見込の合計)
- ・ 市職員及び嘱託職員を削減

### **4 取組中の課題・問題点**

- ・ 図書館への指定管理者制度導入例は殆どなかったことから、以下の点について特に苦慮した。
  - 直営から指定管理者へ運営形態を変更する必要性やメリットについて、市民や図書館関係団体の理解を得ること。
    - 図書館協議会での説明、市民説明会の開催、関係団体(読書会・郷土史会・ボランティア団体等)への個別説明、PRチラシの配布(図書館・区役所等)、市ホームページ掲載、図書館だより掲載、市政だより掲載、新聞掲載等により、理解を得るように努めた。
  - 指定管理者導入後の図書館行政における直營業務(基幹となる業務)と指定管理者に行使させる業務を整理すること
    - 指定管理者は、図書館長業務を含む図書館業務全般にわたって業務を執行するが、図書館の運営に関わる全市的な方針決定や購入図書の決定、施設の修繕などは、直營業務とした。

### **5 住民の反応・評価**

- ・ 利用者アンケート調査の結果、各館とも90%以上が、指定管理者による図書館運営に満足している。

### **6 今後の課題**

- ・ 市として指定管理者に対し適切な指導を行うため及び直營業務(基幹業務)を遂行するために、専門性を確保する必要がある。

## **7 今後取り組む自治体に向けた助言**

- ・ 単に経費削減のみを目的とするのではなく、事業効果を明確に示せる内容とすること。
- ・ 利用者、図書館関係団体等との十分な協議・説明が必要。
- ・ 指定管理者制度導入後における PDCA サイクルの徹底。

### **(参考) 当該取組内容の関連ホームページ**

<http://www.city.kitakyushu.jp/page/toshokan/>

**担当部署：教育委員会総務部総務課**